

学童競技者の登録と脱会に関する内規

第1条 登録規程第5条の規定に基づき、学童部登録に関し以下を追加する。

- (1) 年度登録（新規、シーズン終了後に移籍する場合も同様）において、ブロック内及びブロック外で住所と隣接する支部に限り、登録を認める。※受け入れ側の支部長は、居住地が含まれる支部の支部長に登録書の写しを提出する事。
- (2) シーズン中の移籍については、基本的には認められないが、転居及びハラスメントを理由とする場合に限り、ブロック内外への移籍を認める。※全軟連規定に従う。

<改正案>

第1条 登録規程第5条の規定に基づき、学童部登録に関し以下を追加する。

- (1) 年度登録については、ブロック制を廃止して、居住地に関わらず県内全てのチームに登録することができる。
- (2) 但し、シーズン中の移籍については、「年度内や選手等の異動を原則禁止とする。ただし、転居およびその他考慮すべき特別な理由を有する場合はこの限りでない。」とし、特別な理由（ハラスメント被害等）と理事長が判断すれば、選手の年度内異動を認めることとする。